

## 佐賀県スポーツ合宿誘客促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 スポーツ合宿の誘致を促進し、本県の経済効果をはじめとした地域の活性化、スポーツの振興、情報発信に資するため、佐賀県へのスポーツ合宿を企画・催行した旅行業者等に対し予算の範囲内において奨励金を交付することとし、その交付については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 この奨励金の交付対象となるスポーツ合宿（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県外の大学生、社会人のアマチュアスポーツ団体が県内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業を営む施設に宿泊すること。ただし、自治体が管理・所有する簡易宿所を除く。
- (2) 延べ宿泊数が20泊以上宿泊であること。
- (3) 県内滞在中にスポーツの練習を行うこと。
- (4) 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とするものでないこと。
- (5) 県又は県から補助金等の交付を受けている団体から補助金等を交付されていないこと。

2 交付対象事業が複数年度にわたる場合の交付対象年度は、交付対象事業が完結した日の属する年度とする。

(交付対象者)

第3条 奨励金交付対象となる旅行業者等（以下「交付対象者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受け、前条に定める交付対象事業を企画・催行する旅行業者等とする。

2 前項の交付対象事業主は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 第1項の補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(認定申請)

第4条 この奨励金を初めて申請しようとする旅行業者等は、別に定める佐賀県スポーツ合宿誘客促進奨励金要領（以下「要領」という。）に定める提出期限内に次に掲げる書類を提出し、交付対象者の認定を得なければならない。

- (1) 交付対象者認定申請書（様式1号）
- (2) 誓約書（別紙1）

(認定の条件)

第5条 知事が、交付対象者の認定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則、要領、及びこの要綱の規定に従うこと
- (2) 交付対象者が交付対象事業を行うために締結する契約については、別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のとおり県内企業と契約するように努めること
- (3) 交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、交付対象事業完了後5年間保管すること

(送客予定報告)

第6条 交付対象者は交付対象事業の催行が決定したときは、要領に規定する必要書類を提出しなければならない。

(交付金額)

第7条 奨励金交付金額は、1人1泊につき1,000円とする。

(交付申請)

第8条 交付対象者が奨励金の交付を受けようとするときには、交付対象事業の完結後に次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 佐賀県スポーツ合宿誘客促進奨励金交付申請及び実績報告書（様式第2号）
- (2) 団体宿泊証明書（別紙2）
- (3) スポーツ合宿に関するアンケート（別紙3）
- (4) スポーツ施設利用の領収書等（スポーツの練習をしたことが確認できる書類）

- (5) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 交付申請期限は交付対象事業が完結した日の属する月の翌月末日までとする。  
ただし、交付対象事業が3月に完結した場合の交付申請期限は3月末日までとする。
- 3 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項に規定する補助金交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、申請書提出締切日の翌日から起算して30日とする。

(交付請求)

第9条 交付対象者は、前条の交付決定及び額の確定通知を受けたときは、奨励金請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消又は奨励金の返還)

第10条 知事は、交付対象者が次の各号に該当するときは、交付決定の全部又は一部取消、もしくは既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる

(1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、奨励金の交付を受けたとき。

(2) 交付対象者が第3条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したとき

(3) その他、知事が不相当と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は「佐賀県スポーツ合宿誘客促進奨励金交付要領」に定める。

附 則

この要綱は、平成26年度の奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。